

北上地区消防組合職員の自己啓発等休業規則をここに公布する。

平成30年 2 月 21 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第 2 号

北上地区消防組合職員の自己啓発等休業規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の自己啓発等休業規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北上地区消防組合職員の自己啓発等休業条例（平成30年北上地区消防組合条例第1号）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(規定の準用)

第2条 職員の自己啓発等休業については、北上市職員の自己啓発等休業規則（平成28年北上市規則第39号）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則の一部改正)

2 北上地区消防組合職員の寒冷地手当支給規則(平成17年北上地区消防組合規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寒冷地手当の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 基準日において在職する職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず寒冷地手当の額は、零とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>	<p>(寒冷地手当の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 基準日において在職する職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず寒冷地手当の額は、零とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 北上地区消防組合職員の自己啓発等休業条例(平成30年北上地区消防組合条例第1号)の規定により自己啓発等休業をしている職員</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	